

【届書・申請書名】

健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届

【手続概要】

被保険者が育児休業等終了予定年月日より前に、育児休業等を終了したときは、届出をしなければなりません。

【手続根拠】

健康保険法施行規則第135条

厚生年金保険法施行規則第25条の2

【添付書類】

なし

【提出者】

事業主

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

すみやかに

【その他】

- ・ 終了予定年月日どおり育児休業等を終了した場合は、提出する必要はありません。
- ・ 終了予定年月日より前に終了した場合は、主に次の場合です。
 - ・ 子の死亡等により養育しなくなった場合
 - ・ 子が1歳（1歳6か月）に達した場合
 - ・ 育児休業等をしている人について産前産後休業等が始まった場合
 - ・ 育児休業等終了予定年月日前に就労を開始した場合